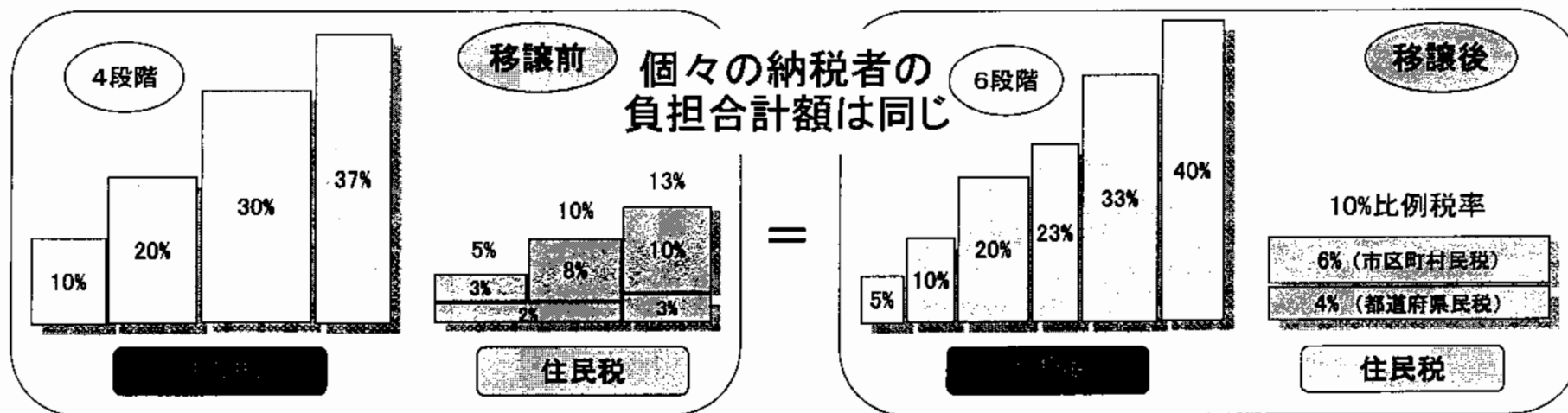


税源移譲広報関係資料

2007年6月8日(金)

税源移譲に伴う所得税・個人住民税の税額について



●独身者の場合(年額)

給与収入	税源移譲前 (単位:円)		
	所得税	住民税	合 計
300万円	124,000	64,500	188,500
500万円	258,000	163,000	421,000
700万円	474,000	307,000	781,000
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000



税源移譲後 (単位:円)		
所得税	住民税	合 計
62,000	126,500	188,500
160,500	260,500	421,000
376,500	404,500	781,000
868,500	650,500	1,519,000

=

負担 増減額
0円
0円
0円
0円

●夫婦＋子供2人の場合(年額)

給与収入	税源移譲前 (単位:円)		
	所得税	住民税	合 計
300万円	0	9,000	9,000
500万円	119,000	76,000	195,000
700万円	263,000	196,000	459,000
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000



税源移譲後 (単位:円)		
所得税	住民税	合 計
0	9,000	9,000
59,500	135,500	195,000
165,500	293,500	459,000
590,500	539,500	1,130,000

=

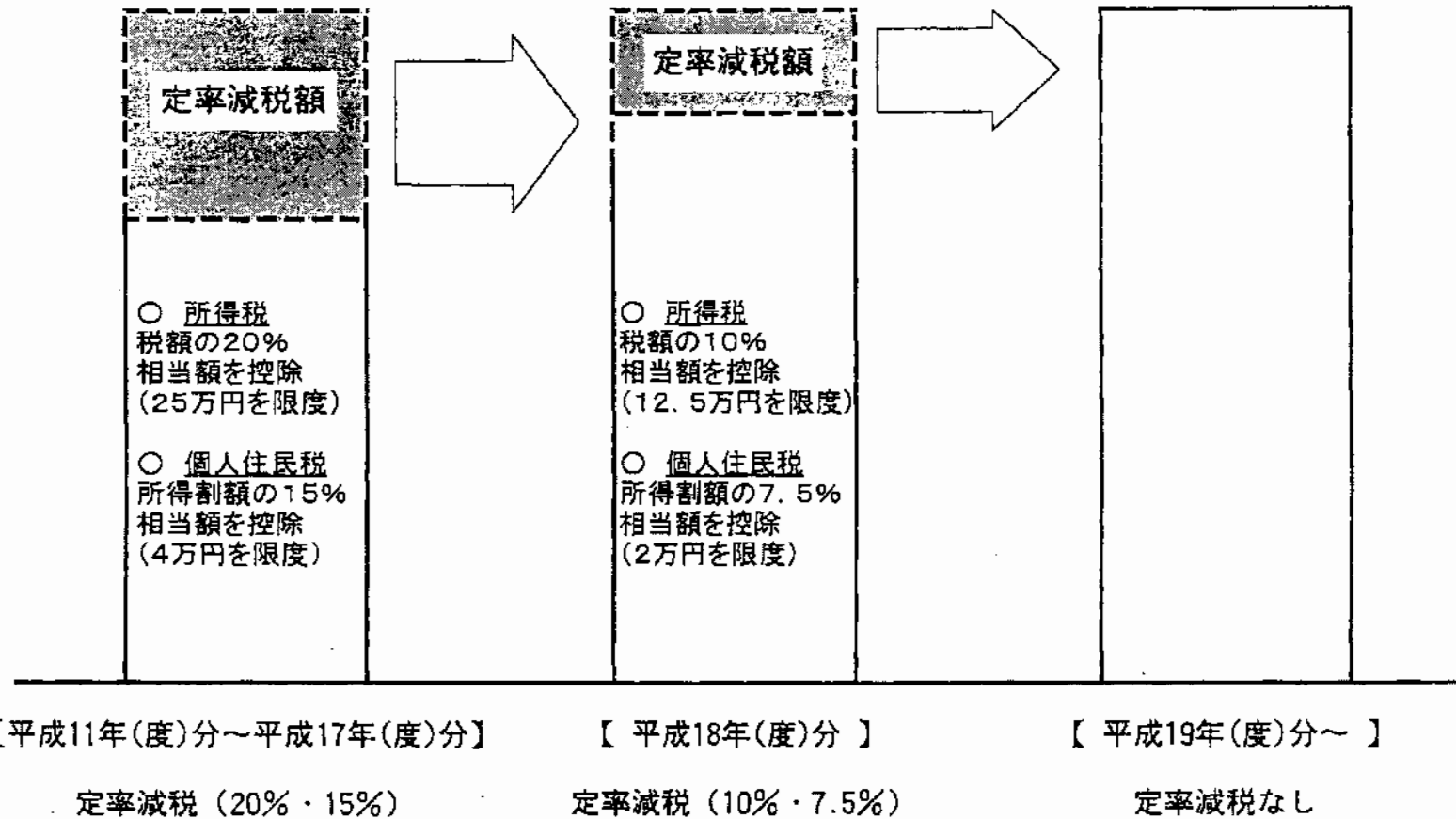
負担 増減額
0円
0円
0円
0円

※夫婦＋子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

★上記は税源移譲による負担変動を示すものです。このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。

個人所得課税の定率減税



給与所得者

定率減税の廃止及び税源移譲による収入別の所得税・個人住民税の負担額の変化(世帯あたり・**年額**)

夫婦子2人世帯

(単位:円)

給与収入	H18 定率減税縮減後 (A)	H18 定率減税分を 戻した場合 (B)	H19 税源移譲後 (C)	定率減税廃止 の影響額 (B)－(A)	税源移譲の 影響額 (C)－(B)	定率減税廃止＋ 税源移譲の影響額 (C)－(A)
300万円	所 0 住 8,300 計 8,300	所 0 住 9,000 計 9,000	所 0 住 9,000 計 9,000	所 0 住 700 計 700	所 0 住 0 計 0	所 0 住 700 計 700
500万円	所 107,100 住 70,300 計 177,400	所 119,000 住 76,000 計 195,000	所 59,500 住 135,500 計 195,000	所 11,900 住 5,700 計 17,600	所 △ 59,500 住 59,500 計 0	所 △ 47,600 住 65,200 計 17,600
700万円	所 236,700 住 181,300 計 418,000	所 263,000 住 196,000 計 459,000	所 165,500 住 293,500 計 459,000	所 26,300 住 14,700 計 41,000	所 △ 97,500 住 97,500 計 0	所 △ 71,200 住 112,200 計 41,000
1,000万円	所 619,200 住 422,000 計 1,041,200	所 688,000 住 442,000 計 1,130,000	所 590,500 住 539,500 計 1,130,000	所 68,800 住 20,000 計 88,800	所 △ 97,500 住 97,500 計 0	所 △ 28,700 住 117,500 計 88,800
1,500万円	所 1,537,000 住 966,100 計 2,503,100	所 1,662,000 住 986,100 計 2,648,100	所 1,645,200 住 994,500 計 2,639,700	所 125,000 住 20,000 計 145,000	所 △ 16,800 住 8,400 計 △ 8,400	所 108,200 住 28,400 計 136,600

- (注) 1. 子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。また、一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。
2. 所得税負担額は1月から12月までの、個人住民税負担額はその年度分(6月から翌年5月まで)の徴収税額を記載している。
3. 端数処理のため、数値が一致しない場合がある。

給与所得者

定率減税の廃止及び税源移譲による収入別の所得税・個人住民税の負担額の変化(年額)

独身

(単位:円)

給与収入	H18 定率減税縮減後 (A)	H18 定率減税分を 戻した場合 (B)	H19 税源移譲後 (C)	定率減税廃止 の影響額 (B)－(A)	税源移譲の 影響額 (C)－(B)	定率減税廃止＋ 税源移譲の影響額 (C)－(A)
300万円	所 111,600 住 59,600 計 171,200	所 124,000 住 64,500 計 188,500	所 62,000 住 126,500 計 188,500	所 12,400 住 4,900 計 17,300	所 △ 62,000 住 62,000 計 0	所 △ 49,600 住 66,900 計 17,300
500万円	所 232,200 住 150,700 計 382,900	所 258,000 住 163,000 計 421,000	所 160,500 住 260,500 計 421,000	所 25,800 住 12,300 計 38,100	所 △ 97,500 住 97,500 計 0	所 △ 71,700 住 109,800 計 38,100
700万円	所 426,600 住 287,000 計 713,600	所 474,000 住 307,000 計 781,000	所 376,500 住 404,500 計 781,000	所 47,400 住 20,000 計 67,400	所 △ 97,500 住 97,500 計 0	所 △ 50,100 住 117,500 計 67,400
1,000万円	所 869,400 住 533,000 計 1,402,400	所 966,000 住 553,000 計 1,519,000	所 868,500 住 650,500 計 1,519,000	所 96,600 住 20,000 計 116,600	所 △ 97,500 住 97,500 計 0	所 △ 900 住 117,500 計 116,600
1,500万円	所 1,954,000 住 1,110,400 計 3,064,400	所 2,079,000 住 1,130,400 計 3,209,400	所 2,103,900 住 1,105,500 計 3,209,400	所 125,000 住 20,000 計 145,000	所 24,900 住 △ 24,900 計 0	所 149,900 住 △ 4,900 計 145,000

- (注) 1. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。
 2. 所得税負担額は1月から12月までの、個人住民税負担額はその年度分(6月から翌年5月まで)の徴収税額を記載している。
 3. 端数処理のため、数値が一致しない場合がある。

税源移譲による税額変動イメージ(1年間) <夫婦+子2人、給与収入500万円の場合>

所得税

<前>

税源移譲

<後>

平成18年1月

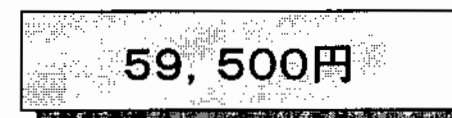
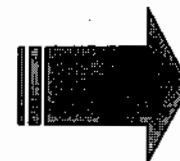
~

12月

平成19年1月

~

12月



住民税

6月

~

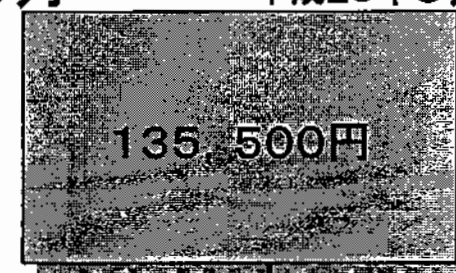
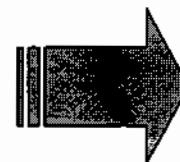
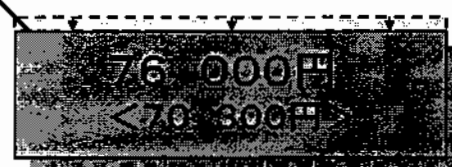
平成19年5月

6月

~

平成20年5月

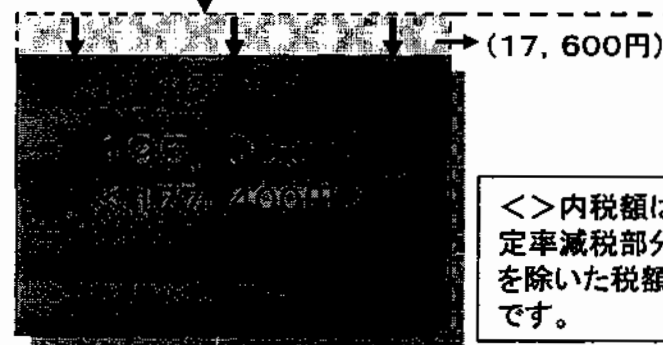
(5,700円)



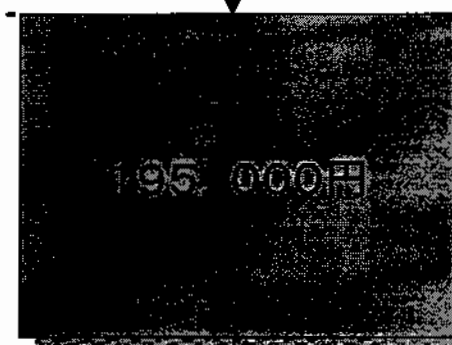
所得税

+

住民税



=



<>内税額は、
 定率減税部分
 を除いた税額
 です。

※ 上記の薄い色の部分は定率減税により、特別に減税されていた部分です。

平成19年の税額変動イメージ（月額）

平成18年

平成19年

※夫婦子2人

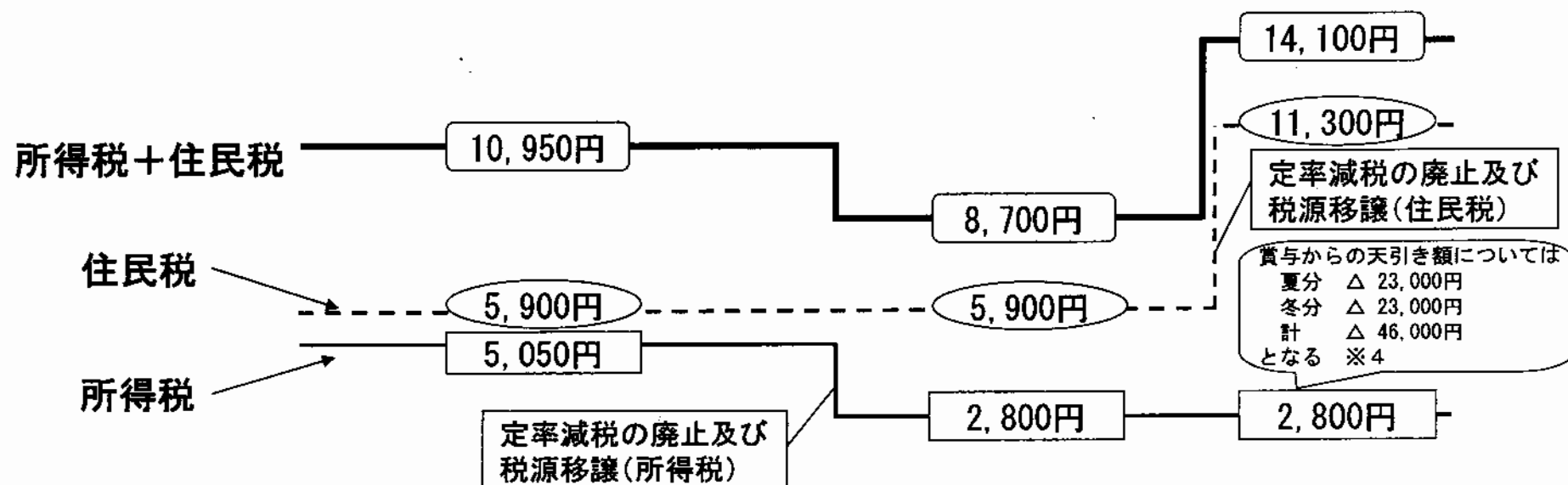
給与収入500万円の場合

12月

1月

6月

毎月の税負担の水準



※1. 所得税は各年分の給与収入を月額換算して(16で除して)仮置きした上で、給与所得の源泉徴収税額表(月額表)により算出したものであり、住民税は各年度分の税額を月額換算した(12で除した)ものである。

2. 住民税については、100円未満を四捨五入している。

3. 定率減税廃止の影響等により、住民税が減額となるのは給与収入が1,599万円超、月額の所得税が増額となるのは同1,480万円超となる(年額の所得税が増額となるのは同1,159万円超)。

4. 給与収入500万円の場合は、源泉徴収税額表(賞与関係)により、一定の前提で計算した場合は約2.3万円減額(給与2か月分に相当する賞与1回当たり)となり、最終的に年末調整で税額が調整される。

平成19年の税額変動イメージ（月額）

※夫婦子2人

給与収入700万円の場合

平成18年

平成19年

12月

1月

6月

毎月の税負担の水準

所得税＋住民税

27,980円

22,260円

31,660円

24,500円

住民税

15,100円

15,100円

定率減税の廃止及び
税源移譲（住民税）

所得税

12,880円

定率減税の廃止及び
税源移譲（所得税）

7,160円

7,160円

- ※1. 所得税は各年分の給与収入を月額換算して(16で除して)仮置きした上で、給与所得の源泉徴収税額表(月額表)により算出したものであり、住民税は各年度分の税額を月額換算した(12で除した)ものである。
2. 住民税については、100円未満を四捨五入している。
3. 定率減税廃止の影響等により、住民税が減額となるのは給与収入が1,599万円超、月額の所得税が増額となるのは同1,480万円超となる(年額の所得税が増額となるのは同1,159万円超)。
4. 給与収入700万円の場合は、源泉徴収税額表(賞与関係)上は賞与の金額に乗すべき率は変わらないため、賞与からの天引き額は変わらないが、最終的に年末調整で税額が調整される。

給与所得者

定率減税の廃止及び税源移譲による収入別の所得税・個人住民税の負担額の変化(月額)

独身

(単位:円)

給与収入	H18.6～ 個人住民税の 定率減税縮減後 (A)	H19.1～ 定率減税の廃止 及び税源移譲 (所得税) (B)	H19.6～ 定率減税の廃止 及び税源移譲 (個人住民税) (C)	H18.12→H19.1 の変化 (B)－(A)	H19.5→H19.6 の変化 (C)－(B)
300万円	所 6,380 住 5,000 計 11,380	所 3,550 住 5,000 計 8,550	所 3,550 住 10,500 計 14,050	所 △ 2,830 住 0 計 △ 2,830	所 0 住 5,500 計 5,500
500万円	所 13,600 住 12,600 計 26,200	所 7,550 住 12,600 計 20,150	所 7,550 住 21,700 計 29,250	所 △ 6,050 住 0 計 △ 6,050	所 0 住 9,100 計 9,100
700万円	所 21,430 住 23,900 計 45,330	所 15,690 住 23,900 計 39,590	所 15,690 住 33,700 計 49,390	所 △ 5,740 住 0 計 △ 5,740	所 0 住 9,800 計 9,800
1,000万円	所 43,480 住 44,400 計 87,880	所 40,190 住 44,400 計 84,590	所 40,190 住 54,200 計 94,390	所 △ 3,290 住 0 計 △ 3,290	所 0 住 9,800 計 9,800
1,500万円	所 92,390 住 92,500 計 184,890	所 96,680 住 92,500 計 189,180	所 96,680 住 92,100 計 188,780	所 4,290 住 0 計 4,290	所 0 住 △ 400 計 △ 400

- (注) 1. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。
 2. 所得税は各年分の給与収入を月額換算して(16で除して)仮置きした上で、給与所得の源泉徴収税額表(月額表)により算出したものであり、個人住民税は各年度分の税額を月額換算した(12で除した)ものである。
 3. 端数処理のため、数値が一致しない場合がある。

給与所得者

定率減税の廃止及び税源移譲による収入別の所得税・個人住民税の負担額の変化(月額)

独身

(単位:円)

給与収入	H18.6～ 個人住民税の 定率減税縮減後 (A)	H19.1～ 定率減税の廃止 及び税源移譲 (所得税) (B)	H19.6～ 定率減税の廃止 及び税源移譲 (個人住民税) (C)	H18.12→H19.1 の変化 (B) - (A)	H19.5→H19.6 の変化 (C) - (B)
300万円	所 6,380 住 5,000 計 11,380	所 3,550 住 5,000 計 8,550	所 3,550 住 10,500 計 14,050	所 △ 2,830 住 0 計 △ 2,830	所 0 住 5,500 計 5,500
500万円	所 13,600 住 12,600 計 26,200	所 7,550 住 12,600 計 20,150	所 7,550 住 21,700 計 29,250	所 △ 6,050 住 0 計 △ 6,050	所 0 住 9,100 計 9,100
700万円	所 21,430 住 23,900 計 45,330	所 15,690 住 23,900 計 39,590	所 15,690 住 33,700 計 49,390	所 △ 5,740 住 0 計 △ 5,740	所 0 住 9,800 計 9,800
1,000万円	所 43,480 住 44,400 計 87,880	所 40,190 住 44,400 計 84,590	所 40,190 住 54,200 計 94,390	所 △ 3,290 住 0 計 △ 3,290	所 0 住 9,800 計 9,800
1,500万円	所 92,390 住 92,500 計 184,890	所 96,680 住 92,500 計 189,180	所 96,680 住 92,100 計 188,780	所 4,290 住 0 計 4,290	所 0 住 △ 400 計 △ 400

- (注) 1. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。
 2. 所得税は各年分の給与収入を月額換算して(16で除して)仮置きした上で、給与所得の源泉徴収税額表(月額表)により算出したものであり、個人住民税は各年度分の税額を月額換算した(12で除した)ものである。
 3. 端数処理のため、数値が一致しない場合がある。

税源移譲の3つのポイント

- ① 地方分権・三位一体改革の一環
- ② 多数の人は、1月から所得税が減っており、6月から
減少相当分だけ住民税が増える
- ③ 所得税と住民税を合わせた税負担額は税源移譲
前後で変わらない
ただし、別途、定率減税の廃止による負担増あり

税源移譲に関する主な政府広報等の実施状況

19.6.8現在

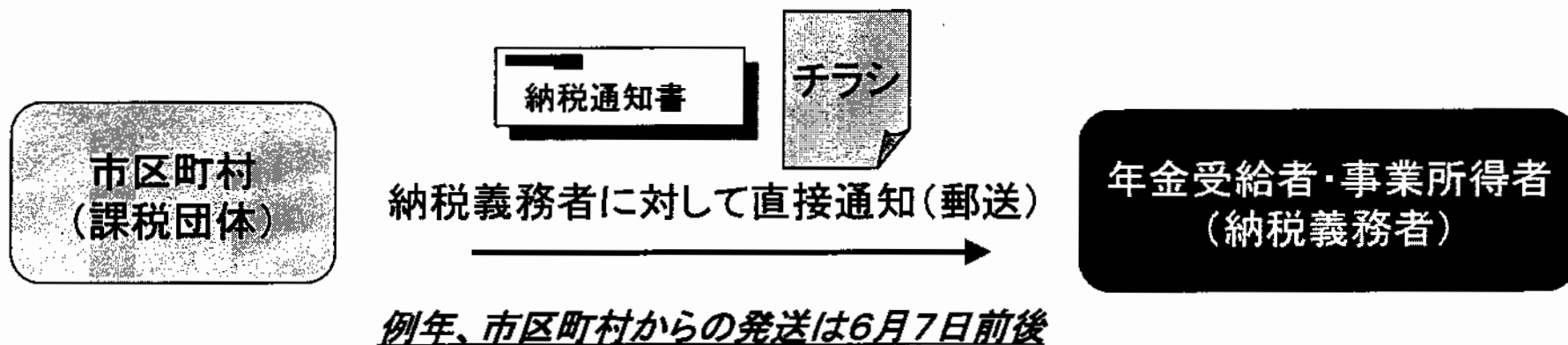
	政府広報(内閣府・総務省・財務省が連携して取り組み)			地方団体等
	テレビ等	新聞	雑誌等	
H18.12	○政府インターネットテレビ 12/28(木)から配信中		○雑誌記事広告(各4色2頁) ・一般週刊誌、コミック誌 各1誌(12/25(木)号)	○全国地方税務協議会 ポスター・リーフレット作成・配布(10/27) ○広報誌「総務省」 11月号(11/1発行) 12月号(12/1発行) ○全国地方税務協議会 DVD等作成・配布 (12/22)
	国税庁による所得税リーフレットの配布(企業経由・源泉徴収票交付時)			
H19. 1	○テレビ番組放映 ・ご存知ですか～生活ミニ情報 1/12(金)(日本テレビ系) ・政策対談 明日への架け橋 1/20(土)(CS・朝日ニュースター)	○新聞記事下広告 1/20(土)全国 3紙、ブ ロック 3紙、地方 65紙(71 紙)	○雑誌記事広告(各4色2頁) ・女性誌1誌(1/6(土)号)	○広報誌「総務省」 1月号 (1/1発行)
	総務省から①通知書の早期発出、②チラシ同封を都道府県を通じ市町村に要請			広報誌・チラシの作成 ・配布、テレビ・ラジオ・ 新聞等による広報、住 民説明会などの説明 会の開催(通年)
	総務省・財務省連名で各府省庁宛に管下の関係業界への税源移譲の周知要請 のための通知発出			
	社会保険庁等から年金振込通知書等に税源移譲の周知内容を記載			

	政府広報(内閣府・総務省・財務省が連携して取り組み)			地方団体等
	テレビ等	新聞	雑誌	
2～3	「税源移譲に関する特別世論調査」の実施 (調査期間 2/8(木)～2/18(日))			○税源移譲モバイルサイト開設 (モバイルサイトを活用し、総務省ホームページで開設。3/23～6/30)
		○スポーツ紙等 記事下広告 3/23(金) スポーツ紙等5紙	○フリーペーパー 2/22(木)発行 60万部(首都圏エリア) ○ビジネス誌1誌 3/30(金)号	
H19. 4				○広報誌「総務省」 4月号 (4/1発行)
5	○テレビ番組放映 ・キク!みる! 5/25(金)(フジテレビ・関西テレビ) ・ドウ! JAPAN 5/31(木)(CS・日経CNBC)			○広報誌「総務省」 5月号 (5/1発行) ○地方六団体 中吊り・駅貼り広告 5/20(日)～5/31(木) (全国主要路線に中吊り広告(約6万枚)・駅貼り広告(約1,700枚)を掲載予定)

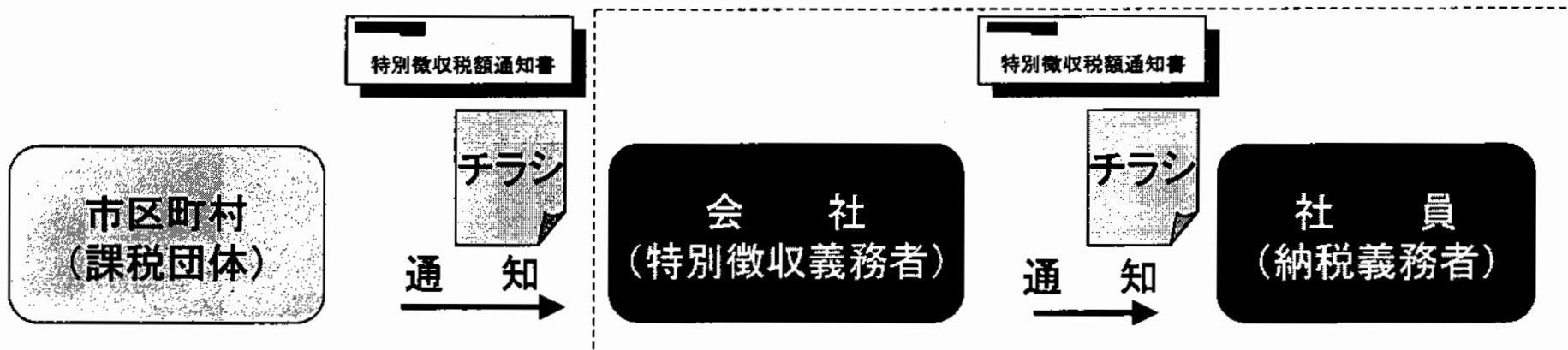
	政府広報(内閣府・総務省・財務省が連携して取り組み)			地方団体等
	テレビ等	新聞	雑誌	
6 (予定)	○テレビ番組放映 ・そこが聞きたい！ニッポンの明日 6/10(日) (フジテレビ系) ○ラジオ番組放送 ・栗村智のHAPPY！ニッポン 6/2(土) (ニッポン放送他10局)	○新聞記事下広告 6月中旬予定 全国 5紙、ブロック 3紙、地方 65紙(73 紙) ○新聞折込広告 6/25(月)朝刊 1,500万部	○雑誌記事広告(6/16(土)号～) ・一般週刊誌 2誌 ・総合男性誌 1誌 ・女性誌 4誌 ・トレンド情報誌 1誌 ・専門誌 1誌 ・ライフエンタテインメント誌 1誌	○広報誌「総務省」 6月号 (6/1発行) ほとんどの地方団体 において、 ①納税通知書・ 特別徴収税額 通知書の早期 発出 ②通知時のチラシ 同封、 を実施 (5月中旬～ 6月中旬)

個人住民税の納税通知書・特別徴収税額通知書の交付は5月中旬から6月中旬

1 普通徴収の場合（納税義務者への通知は、納期限（6/30）の10日前まで（法319の2））



2 特別徴収の場合（特別徴収義務者への通知は5月31日まで（法321の4））



例年、多くの会社が6月給与支給時期に通知